

令和2年3月

お客さま各位

大阪シティ信用金庫

### 外国送金取引規定等の改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫では令和2年4月の改正民法の施行にあわせて、各種規定等の改定を行うことになりました。外国為替業務については、「外国送金取引規定」および「WEB外為サービス『外為快速』利用規定」の一部を改定します。

つきましては、下記のとおりご案内させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

なお、改定後の利用規定等は、すでにお取引をいただいているお客さまにも適用いたします。

### 記

#### 1. 改定する規定

- (1) 「外国送金取引規定」
- (2) 「WEB外為サービス『外為快速』利用規定」

#### 2. 改定日

令和2年4月1日（水）

#### 3. 改定内容

- (1) 外国送金取引規定について、以下の条項を追加・変更いたします。

### <外国送金取引規定 抜粋>

#### 3. (送金の依頼)

- (1) (変更なし)
- (2) 送金の依頼を受付けるにあたっては、外国為替関連法規上所定の確認が必要ですので、次の手続きをしてください。
  - ① 外国送金依頼書兼告知書に、送金原因その他所定の事項を記入してください。
  - ② 所定の公的書類により本人確認済みの送金依頼人の預金口座から送金資金を振替える場合等を除き、当金庫所定の告知書（外国送金依頼書兼用）に必要とされる事項を記入し、提出してください。

③ 所定の公的書類により本人確認済みの送金依頼人の預金口座から送金資金を振替える場合等を除き、運転免許証等所定の本人確認書類を提示してください。

④ 許可等が必要とされる取引の場合には、その許可等を証明する書面を提示または提出してください。

(3) 送金の依頼を受けるにあたっては、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止に関連する法目的を達成するために、当金庫は送金依頼人に、送金資金の源泉または使途・目的などを立証する書類の提示を求めることがあります。

(4) 送金の依頼にあたっては、送金依頼人は当金庫に、送金資金の他に、当金庫所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用（以下「送金資金等」といいます。）を支払ってください。なお、小切手その他の証券類による送金資金等の受入れはしません。

#### 4. (送金委託契約の成立と解除等)

(1) (変更なし)

(2) (変更なし)

(3) 第1項により送金委託契約が成立した後においても、当金庫が関係銀行に対して支払指図を発信する前または送金依頼人に対して送金小切手を交付する前に次の各号の事由の一にでも該当すると認めるときは、当金庫から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

① 取引等の非常停止に該当するなど送金が外国為替及び外国貿易法（以下「外国為替法」といいます。）や米国財務省外国資産管理室による規制（以下「OFAC規制」といいます。）、その他日本および外国の外国為替関連法規に違反するとき

② 戦争、内乱、もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのおそれがあるとき

③ 前条第3項に定める書類の提示を求めたにもかかわらず提示がなされない場合または送金が犯罪にかかわるものであるなど相当の事由があるとき

(4) (変更なし)

(5) (変更なし)

#### 9. (取引内容の照会等)

(1) (変更なし)

(2) (変更なし)

(3) 前項に規定する関係銀行からの照会に対して当金庫が行う回答については、第5条第2項、同第3項及び同第5項の規定を準用します。

(4) 当金庫が発信した支払指図または交付した送金小切手について、関係銀行によ

る支払指図の拒絶やOFAC規制による資金凍結等により送金ができないことが判明した場合には、当金庫は送金依頼人にすみやかに通知します。

この場合、当金庫が関係銀行から送金に係る返戻金を受領したときには、直ちに返却しますので、第11条に規定する組戻しの手続きに準じて、当金庫所定の手続きをしてください。

#### 11. (組戻し)

(1) (変更なし)

(2) (変更なし)

(3) 本条に規定する組戻しは、関係銀行による組戻しの拒絶、外国為替法やOFAC規制、その他日本および外国の外国為替関連法規による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。

#### 13. (災害等による免責)

次の各号に定める損害については、当金庫は責任を負いません。

① 災害・事変・戦争、輸送途中の事故、外国為替法やOFAC規制、その他日本および外国の外国為替関連法規による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等のやむをえない事由により生じた損害

②～⑦ (変更なし)

#### 17. (規定の変更)

(1) この規定の各項目その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で相当の期間周知することにより、変更するものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(2) WEB外為サービス「外為快速」利用規定について、以下の条項を追加・変更いたします。

### <WEB外為サービス「外為快速」利用規定 抜粋>

#### 第10条 外国送金受付サービスの取り扱い

1. ～4. (変更なし)

5. 次の各号に該当する場合、外国送金受付サービスによる外国送金の取り扱いはできません。なお、サービス依頼内容が確定した後で、取り扱いができないこととなった場合であっても、ご契約先は当金庫からご契約先への取り扱いできない旨の連絡、および取り扱いできない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。

- (1) ～ (6) (変更なし)
- (7) 外国送金が外国為替及び外国貿易法（以下「外国貿易法」といいます。）や米  
国財務省外国資産管理室による規制（以下「O F A C規制」といいます。）、その  
他日本および外国の外国為替法規等に違反、またはその可能性があると当金庫が  
判断するとき。
- (8) 送信された外国送金依頼内容に不備、矛盾等の瑕疵がある場合、仕向国国情等、  
もしくは不可抗力により取り扱いができないとき。
- (9) 当金庫所定の取扱通貨以外での外国送金依頼。
- (10) 依頼人と送金人が同一でないとき。
- (11) その他、当金庫が当該外国送金の取り組みができないと判断したとき。
- (12) 第13条4項に基づく回答または資料の届出がなされないとき、または、そ  
の回答もしくは資料の内容に関し、虚偽が明らかになったとき。
- (13) 本サービスがマネー・ローンダリングもしくはテロ資金供与に利用され、ま  
たは、そのおそれがあると当金庫が判断するとき。

#### 第11条 輸入信用状受付サービスの取り扱い

- 1. ～ 4. (変更なし)
- 5. 次の各号に該当する場合、輸入信用状受付サービスによる輸入信用状の開設およ  
び条件変更の取り扱いはできません。なお、サービス依頼内容が確定した後で、取  
り扱いができないこととなった場合であっても、ご契約先は当金庫からご契約先へ  
の取り扱いできない旨の連絡、および取り扱いできない理由の通知が行われない場  
合があることに同意するものとします。
- (1) 当金庫所定の手続きの結果、与信判断等当金庫独自の判断により開設および条  
件変更を行わないと決定したとき。
- (2) 代表口座または、サービス利用口座が解約済のとき。
- (3) ご契約先から代表口座の支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の  
手続きを行ったとき。
- (4) 輸入信用状受付サービスによる依頼が当金庫所定の取扱日および利用時間の範  
囲を超えるとき。
- (5) 外国貿易法やO F A C規制、その他日本および外国の外国為替法規等に違反、  
またはその可能性があると当金庫が判断するとき。
- (6) 届出と異なる利用者パスワード等の送信を、当金庫所定の回数連続して行っ  
たとき。
- (7) 送信された輸入信用状開設依頼等の内容に不備、矛盾等の瑕疵がある場合、仕  
向国国情等、もしくは不可抗力により開設できないとき。
- (8) 依頼人と輸入者が同一でないとき。
- (9) 第13条4項に基づく回答または資料の届出がなされないとき、または、その  
回答もしくは資料の内容に関し、虚偽が明らかになったとき。

(10) 本サービスがマネー・ローンダリングもしくはテロ資金供与に利用され、または、そのおそれがあると当金庫が判断するとき。

6. ～7. (変更なし)

### 第13条 取引内容の確認

1. ～3. (変更なし)

4. 当金庫が取引内容等確認のため、必要な説明や資料の提出を求めた場合は、速やかに回答または資料を届出てください。

### 第16条 海外からの利用

本サービスは、国内のみでの利用に限ります。海外から利用された場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

### 第21条 規定の変更

当金庫は本規定の内容を、任意に変更することがあります。変更の内容や変更日については、当金庫ホームページに記載するなど、当金庫相当の方法で相当の期間ご契約先に通知します。変更日以降は、変更後の内容に従い取り扱います。なお、当金庫の任意の変更により損害が生じた場合であっても、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

### 第24条 解約等

1. (変更なし)

2. ご契約先に次の各号の事由が一つでも生じた場合、当金庫は本契約を解約できるものとします。なお、当金庫が契約を解約する場合、ご契約先に対してその旨の通知を郵便等の手段により発送した時点で解約されたものとみなします。解約時まで処理が完了していない取引の依頼について当金庫はその処理を行う義務を負いません。

(1) ～ (13) (変更なし)

(14) 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると当金庫が判断したとき。

(15) 本サービスを継続する上で支障があると当金庫が判断したとき。

### 4. お問い合わせ先

国際部 外国為替センター

電話：06-6201-2430

受付時間：当金庫営業日（平日）の午前9時～午後5時

以上